

破産の事実、戸籍への記載なし 職種により就業不可の場合あり



債務整理のため、自己破産を検討していますが、破産すると戸籍に載ると聞いたことがあり迷っています。

弁護士 Q&A

A

債務整理に関する相談の際、次のような質問をされることがあります。①「破産したら戸籍などに記載されてしまうのでは」「選挙権がなくなるのでは」「②「仕事を辞めなくてはならないのでは」「③「財産は全て取り上げられるのでは」などです。

結論から言うと①～③とも答えは「NO」です。破産の事実が戸籍や住民票に記載されることはありませんし、選挙権も失いません。また、原則として破産をしたことを理由に解雇することは許されず、生活に必要な範囲の財産は確保できます。

ただし注意が必要な点もあります。①に関して言えば、政府が発行する「官報」に氏名が掲載されることにな

ります。しかし実際には官報を見ている人は少なく、多数の破産者の氏名が掲載されているので、官報により知られるケースは稀だといえます。②に関しては、職種によっては破産をすると就けないものがあります。身近な職種だと「生命保険募集人」「損害保険代理店」「警備員」「宅地建物取引業」などです。③に関しては、たんすや洗濯機などの家財道具は原則として取り上げられませんが、車などは取り上げられる可能性があります。また銀行口座も残高が多額でない限りその他の財産状況によって、また裁判所によって運用が異なります。解約されずにそのまま利用できます。詳細は弁護士にご相談ください。

Q&A 回答

にしがわ綜合法律事務所

杉山 雄一 先生

Profile

1980年生まれ。早稲田大学法学部卒業。2007年弁護士登録。2011年4月、岡山駅前に「にしがわ綜合法律事務所」を開設。「交通事故、債務整理の相談は無料となる場合がありますので、お気軽にお問い合わせください。詳しくはホームページをご覧ください」



岡山市北区本町3-13
イトーピア岡山本町ビル9階
TEL.086-201-7830
<http://www.okayama-bengoshi.com/>